

自立支援医療（更生医療）にかかる訪問看護申請時の必要書類

【訪問看護事業所等（指定自立支援医療機関）にて作成する書類】

自立支援医療（更生医療）は、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であり、障害の種類ごとに対象となる医療が定められています。身体障害者手帳を所持する障害者等が、医療の開始前に申請することが原則です。但し、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、6か月（意見書の診断日から市町で受理されるまでの期間）を期限として遡及を認められる場合があります。

障害者総合支援法に定める自立支援医療（更生医療）の制度をふまえ、訪問看護の申請時には所定の書類が必要となります。下記1～3を参照の上、申請時に必要となる書類を作成して下さい。

なお、更生医療にかかる訪問看護を申請する際には、指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師が作成する「自立支援医療 更生医療 意見書」も、併せて必要となります。

1. 更生医療の対象となる訪問看護

更生医療の対象となる訪問看護は、主に次のケースが挙げられます。ここに挙げるケース以外にも、対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

居宅において「腹膜透析」または「在宅血液透析」を施行している更生医療受給者であって、「腹膜透析」または「在宅血液透析」の施行に伴い訪問看護が必要であると、指定自立支援医療機関の更生医療を主として担当する医師が認めたもの。

指定自立支援医療機関と訪問看護事業所（指定自立支援医療機関であること）が十分に連携して訪問看護を提供できること。

【具体的なケース（例）】

- ・腹膜透析の導入にあたって退院時に腹膜透析手技の獲得のため指導が必要
⇒ 訪問看護による腹膜透析手技の確認・指導を週〇回30日間実施
- ・腰椎圧迫骨折の疼痛により自身での腹膜透析液バッグ交換動作が困難
⇒ 訪問看護による腹膜透析液バッグ交換、排液の性状観察・量測定を週〇回30日間実施

*留意事項

- ・「腹膜透析」または「在宅血液透析」を施行する上で必要な医療（看護）行為に限るものであり、高齢による寝たきり状態や、原疾患・他疾患に対する治療・管理や介護を主とするものは除きます。
- ・腎臓機能障害者に対する訪問リハビリテーション等は、更生医療の対象なりません。

2. 訪問看護にかかる更生医療の期間

- ・通院における更生医療の期間内で、訪問看護が必要な期間とし、訪問看護指示書の指示期間内とします。
- ・内容変更および期間延長の際は、身体障害者更生相談所での判定を要します。

3. 申請時の必要書類

- ①訪問看護指示書（写し）
 - ・「自立支援医療 更生医療 意見書」を作成した指定自立支援医療機関において、作成したものであること。
 - ・指示期間は、申請する訪問看護の期間を含んでいること。
- ②特別訪問看護指示書（写し）：必要時
 - ・「自立支援医療 更生医療 意見書」を作成した指定自立支援医療機関において、作成したものであること。
 - ・指示期間は、申請する訪問看護の期間内であること。

申請する期間が複数月にわたる場合は、申請する訪問看護の開始日以後の指示期間で、初月に発行された特別訪問看護指示書（写し）を添付すること。

③訪問看護計画書（写し）

- ・訪問看護事業所等（指定自立支援医療機関）が作成したものであること。
- ・記載日は「訪問看護指示書の記載日以後」かつ「申請する訪問看護の開始日以前」とする。

④訪問看護費概算内訳書（原本）

- ・訪問看護事業所等（指定自立支援医療機関）において作成したもの。
特に様式は定めていない。事業所で使用されている請求書等のフォーマットをもとに作成する。
- ・事業者名・申請者名・記載日を明記する。
記載日は「訪問看護指示書の記載日以後」かつ「申請する訪問看護の開始日以前」とする。
- ・更生医療として申請する訪問看護費概算について、診療報酬点数表・介護給付費単位数表等に基づき、「月毎」に「総額・内訳」を記載する。
注意：「更生医療と並行して行う他疾患等に対する訪問看護の費用」「交通費等の自己負担分」「腎臓機能障害者に対する訪問リハビリテーション」等は含めない。
- ・「医療保険」「介護保険」等、保険毎に総額・内訳を明記する。
例）医療保険利用で訪問看護を申請する場合の内訳区分：訪問看護基本療養費（I）・・・・等
介護保険利用で訪問看護を申請する場合の内訳区分：訪問看護I 2 ・・・・等
- ・貴事業所の1単位の単価（サービス別の人件費割合×地域区分の上乗せ割合）を記入する。

⑤その他（必要時：身体障害者更生相談所から依頼）

- ・訪問時のケア内容・タイムスケジュール等の提出を求めることがある。
- ・介護保険にて訪問看護を利用されている場合、別途「居宅サービス計画書（1）」「居宅サービス計画書（2）」「週間サービス計画表」「サービス利用票（兼 居宅サービス計画）」「サービス利用票別表」等の提出を求めることがある。

◆滋賀県立リハビリテーションセンターホームページにも掲載しております。

滋賀県立リハビリテーションセンターで検索し、ホームページトップ画面最上段「滋賀県身体障害者更生相談所」を選択して、「自立支援医療（更生医療）」よりご確認ください。